

# 社会福祉法人 美土里会

## 定款細則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人 美土里会 定款細則(以下「定款細則」という。)は、社会福祉法人 美土里会 定款(以下「定款」という。)第32条の規定により、法人運営上の重要な施行について定めるものである。

(理事長が専決できる範囲等)

第2条 定款第9条の規定により、次に掲げる法人の日常の軽易な業務の決定は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 施設長の任免を除く、職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (4) 設備投資の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。  
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事化に報告する。
- (5) 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入で1件が160万円を超えないもの。
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等で1件が250万円を超えないもの。
  - ウ 緊急を要する物品の購入等で1件が100万円を超えないもの。当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分で、その取得金額が160万円を超えないもの。  
当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (7) 損害その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められている物品の売却又は廃棄について、その  
取得金額が300万円を超えないもの。  
当該売却について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、  
理  
事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 利用者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

## 附 則

1. この細則は、平成10年4月1日より施行する。
2. 平成14年9月13日  
定款変更許可（平成14年6月24日）に基づく一部変更
3. 平成18年2月27日 第2条の一部変更